

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和3年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|---------------|
| 令和3年9月6日（月曜日） | 高松市番町1丁目8番15号 |
| 午前10時から | 高松市役所8階82会議室 |

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和3年8月24日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画臨港地区の変更案の概要

都市計画高松港臨港地区を次のように変更する。

| 名 称 | 面 積 | 備 考 | |
|---------|--------|----------------------------------|---------------|
| 高松港臨港地区 | 約281ha | 香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 | |
| | | 屋島地区 | 無分区 約0.1ha |
| | | 朝日地区 | 商港区 約27.7ha |
| | | | 工業港区 約84.0ha |
| | | | 特殊物資港区 約4.0ha |
| | | | 保安港区 約14.4ha |
| | | | 無分区 約52.4ha |
| | | 玉藻地区 | 商港区 約16.2ha |
| | | | 無分区 約4.8ha |
| | | 西浜地区 | マリーナ港区 約1.1ha |
| | | | 無分区 約1.1ha |
| | | 弦打地区 | 無分区 約22.5ha |
| | | 香西地区 | 商港区 約7.8ha |
| | | | 工業港区 約39.8ha |
| | | | 無分区 約2.7ha |
| | | 神在地区 | 商港区 約0.4ha |
| | | | 無分区 約0.5ha |
| | | 生島地区 | 無分区 約1.0ha |

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。